エルプラット®開発物語

株式会社ヤクルト本社医薬営業部学術課 関根信幸

はじめに

抗悪性腫瘍剤エルプラット®注射用100mg(以下,エルプラット®)は、シスプラチンなどと同様に白金錯体化合物に属する.本剤を用いた治療法であるFOLFOX法は、大腸がんの標準療法として位置づけられるようになったが、この有効成分であるオキサリプラチンは、実は日本で合成されたものである.にもかかわらず、欧米での開発が先行し、わが国ではようやく2005年に承認された.

欧州での開発が先行

オキサリプラチンの合成は, 名古屋市立大学の喜 谷らによって1976年に報告された.しかしながら、 初めて承認を与えた国はフランスであり、1996年の ことであった. また, この時の適応は大腸がんに対 するセカンドライン治療であった.この間、わが国 において数社の製薬会社が開発を試みているが、す べて断念している. その後、1997年にヤクルトがわ が国での開発・販売権を取得し、開発を開始するこ とになった. 当時, エルプラット®は, 大腸がんの 標準治療薬となっておらず、現在の状況を夢みたよ うな期待感はなかったと思われる. 1999年には欧州 で FOLFOX 法がファーストライン治療として承認 されたが、その翌年に米国では、抗悪性腫瘍薬調査 会: Oncology Drug Advisory Committee (ODAC) による審査において米国食品医薬品局(FDA)に 対する承認の推薦が得られなかった. このような米 国における状況から、FOLFOX 法が世界的な標準 療法となるとは、誰も確信が持てなかった.しかも、 FOLFOX 法においてエルプラット®と併用する 5-FU/I-LV の静脈内持続点滴法がわが国において承 認されていなかった.

このような状況の中、わが国におけるエルプラット®の開発を FOLFOX 法にて進めようという結論

を導くのは困難であった. 社内では、エルプラット®の開発戦略について多くの議論がなされ、わが国での限られた条件において実施可能な、単独療法および 5-FU/l-LV の静脈内急速投与との併用療法の 2つの臨床試験を開始することとした.

■米国での承認が与えた衝撃

わが国においてエルプラット®の臨床試験が進行 していた2002年、米国において本剤が優先審査によ り申請からわずか46日で、ついに承認された、米国 では2000年に承認が得られなかった後に、自国で第 Ⅲ相臨床試験(EFC4584試験)を開始していたの である.この試験の対象患者は、その当時の標準療 法となっていたイリノテカン(CPT-11) + bolus 5 -FU/LV 療法(IFL 法)により効果が得られなくな った大腸がん患者であり、対照群として5-FU/LV の静脈内持続点滴法,試験群として本剤単独療法お よび FOLFOX 法がおかれた. CPT-11はヤクルト の中央研究所で生まれた抗がん剤であり、われわれ は IFL 法の有用性について十分に理解していた. それだけに、この試験中、IFL 法既治療例に対して エルプラット®がどれだけ有用性を示せるのか、と いう心配が常につきまとっていた。2002年の米国臨 床腫瘍学会(ASCO)において、EFC4584試験の結 果が報告され、FOLFOX 群が対照群と比較して、 奏効率および無増悪生存期間(TTP)において有 意に優れる結果が報告され、この結果に基づきエル プラット®は米国でまずはセカンドライン治療薬と して承認を受けることになった.

さらに、この年の ASCO では、化学療法未治療の進行・再発の大腸がんに対する大規模試験の結果が報告された(N9741試験).この試験では、米国におけるその当時の標準療法である IFL 法を試験群として、FOLFOX 法あるいは CPT-11+オキサ

リプラチン療法(IROX法)との比較が行われ、FOLFOX法は、生存期間でIFL法に優る結果が示された.このN9741試験および、前述のEFC4584試験の結果とともに、FOLFOX法は米国でのファーストラインならびにセカンドラインの標準治療として位置付けられるようになった.

米国での承認を受けて、国内でも安心して開発に 臨めると前向きな気持ちでいたが、新たな問題が発生した。医療機関や患者さまから、エルプラット® への相談が激増したのである。「わが国では、まだ 使えないのか」、「米国では承認になったが、わが国 ではいつ承認になるのか」という問い合わせに追わ れ、開発に集中しづらい日々を過ごすこともあった。

■わが国では FOLFOX 法にて承認

わが国でのエルプラット®の承認申請は、2004年2月に行われた.わが国で実施された臨床試験のデータを中心として、N9741試験、EFC4584試験などのデータを参考資料として申請された.FOLFOX法が世界的な標準療法となった影響が大きく、わが国でも迅速審査が行われ、約1年のスピードで2005年3月18日に承認を得ることができた.承認時の効能・効果および用法・用量は、それぞれ、「治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸がん」ならびに「レボホリナート及びフルオロウラシルの静脈内持続投与法との併用において、オキサリプラチン85mg/m²を、14日間を1コースとして投与する.」となった、すなわち、海外において有用性が認められているFOLFOX法がわが国における開発治験に基づくことなく承認用法・用量になった一方で、申請データ

として提出された単独投与や静脈内急速投与法の5 -FU/I-LV との併用、さらには国内での使用が不可 避になると予想されていた経口フッ化ピリミジン系 抗悪性腫瘍剤との併用については有用性が確認され た試験データがないとして承認用法・用量に含まれ なかった、このように、国内では使用経験がない静 脈内持続点滴法の5-FU/I-LV との併用療法である FOLFOX 法が国内における承認用法・用量となっ たため、実際に FOLFOX 法での治療が実施可能で あるか、心配された.しかしながら、その後のわが 国における全例使用成績調査は、1年間で1,200例 の登録という当初の目標症例数を大きく上回り、約 半年間で約5,000例が登録され、しかも98%以上の 症例が FOLFOX 法で治療されていた. メディアに より発売後の死亡例が報道されたものの、CPT-11 の時とは異なり、大きな混乱はみられていない.適 正使用に努めていただいた医療従事者の方々に感謝 申し上げる.

おわりに

エルプラット®の承認は、世界の標準療法を受けたいと願う患者さまたち、またがん化学療法において一刻も早く世界レベルに追いつこうと努力された医療従事者の方々に負うところが大きい。本剤は欧米において、術後補助化学療法においても標準的に用いられている。今後もわが国においてこれに追いつくように努力を続けたい。また、本剤を用いた化学療法がわが国の医療現場においてさらに役立つように、方向性を探っていきたい。